

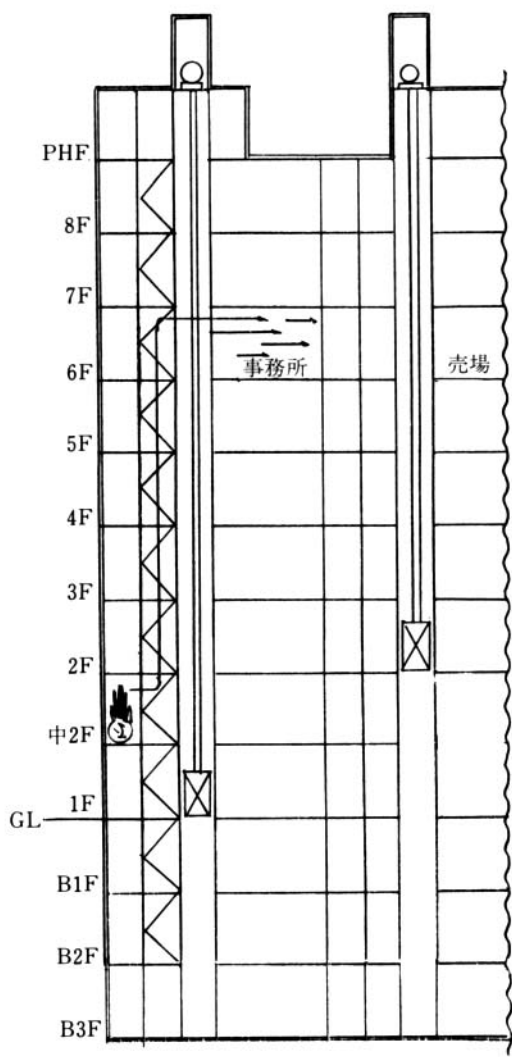
名称 所在	用途 (令別表)	発生日時等	構造・階層 面積	焼損程度 (焼損面積) 延面積	死傷者
百貨店大丸 大阪市南区 心斎橋1-118	百貨店 (4)	昭和36年7月2日	耐火 %	全・半・ $\text{\textcircled{H}}$ ・小	死者
		出火1時03分ころ 覚知1時05分 覚知別 報知電話 鎮火4時00分	建 4,753 m ² 延 45,826 m ²	1,231 m ² (2.7%)	0名 傷者 32名 (30)

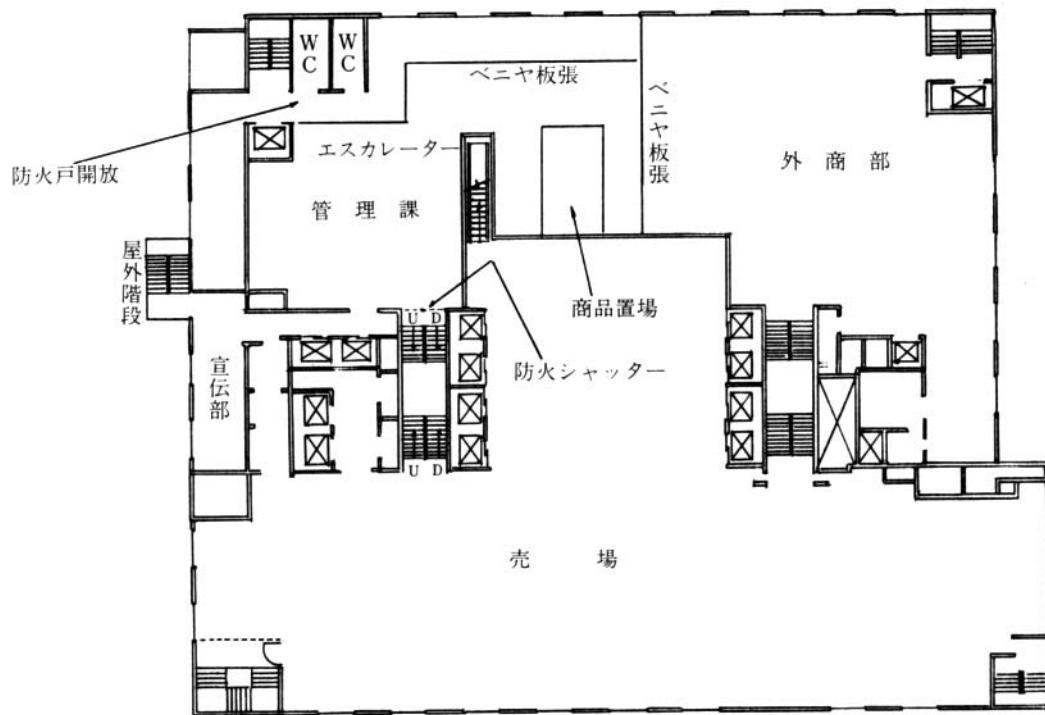
I 火災概要								
① 概要	この火災は、大阪市の繁華街、心斎橋筋にある大丸百貨店において、中2階階段室の一隅から床張り作業中出火し、スプリンクラー設備の設置を要しない階段室及び6階約1,200 m ² を焼失したものである。							
② 階 別 状 況	階	床面積 m ²	焼損床面積 m ²	用途(売場)	在館者	死者	避難設備等	消防用設備等
	8			事務室			屋内階段 10箇所 屋外階段 1箇所 避難器具 3個 (6, 7, RF) 各1 ③ 336個 ④ 105箇所 ⑤ 新館 (1~4F) ⑥ (B1~8F) ⑦	
	7			ホール, 事務				
	6		1,056	事務室				
	5			電気用品, 文房具				
	4			階段室 紳士服				
	3		175					
	2	45,826		呉服, 子供用品				
	⑧			雑貨	6			
	1			案内所雑貨	12			
	B1			配送所, 日用品				
	2			機械室				
	3							
合計	45,826	1,231		18	0			
③ 出 火 場 所	(階, 室, 部位, 可燃物状況, 居室・(非居室), (在)・不在) 中2階北東側階段隣室の雑貨特選サロン付近から出火したもので、作業員5名が大丸保安課員1名の立合いのもとに、同サロン床面のラバータイル接着作業中であり室内はゴムノリから発生した可燃性ガスが充満している状況であった。				④ 出 火 原 因	床面のラバータイル接着作業中、扇風機のスイッチを入れたため、スパークにより充満していた可燃性ガスに引火し、瞬間的に周囲の可燃物に燃え広がったものである。		

⑤ 火 災 の 延 焼 経 路 等	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(出火部位) 中2階北東 側階段隣室</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(出火室の拡大) 接着ゴムのり の可燃性ガス</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(他室への拡大) 開放されていた 扉を通じ階段室 内の空箱木毛等 へ延焼</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(階段室の拡大) 扇風機の送風にあおられ階 段の板敷きステップ及び木 製手摺が燃え上階延焼</div> </div> <p style="text-align: center;">(他階への拡大)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">6階の開放されていた防火戸を 通じ6階事務室,商品置場へ延焼</div> <div style="text-align: right;">*</div> </div>			
	<p>○中2階作業現場から出火した火災は、開放された扉を通じて部屋続きの階段室に積まれていた商品空箱、木毛等に延焼し、使用していた扇風機の風にあおられて、階段室全体に燃え上がり、階段室可燃物や階段の板敷きステップ及び木製手摺を燃え伝わって、更に延焼拡大していった。</p> <p>○階段室防火戸は各階とも閉鎖してあったが、6階の扉が開放されていたため、これを通じて6階事務室に延焼し、さらに中央部商品置場に延焼した。</p>			
<p>○ 延焼拡大した主な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ○階段室に多量の可燃物が積載してあった。 ○階段の仕上げが木造であった（木製手摺、板敷ステップ） ○6階防火戸が開放されていた。 <p>○ 煙の伝播経路</p> <p>各階、各室は防火戸、防火区画等により完全に遮断されていたため、出火場所からの煙は階段室を上昇し、その後開放されている扉を通じて6階に充満した。</p>				
II 火災建物概要				
① 建 築	着工・竣工又は主たる改築等 (旧館竣工) 大正14年 月 日 (新館竣工) 昭和7年 月 日			
管 理 状 況	② 縦 穴 の 状 況	③ 防 火 管 理 状 況		
	階 段 <input checked="" type="checkbox"/> ダクトスペース <input checked="" type="checkbox"/> エレベーター <input checked="" type="checkbox"/> パイプシャフト <input checked="" type="checkbox"/> エスカレータ <input checked="" type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> ○ 縦穴区画はなされていたが、階段室に商品が置かれていた。また6階階段室の防火戸が開放されていた。 ○ 査察時階段室及びその付近の整理整頓、防火戸及び防火シャッターの有効保持について指導されていた。	○ 全般的に防火管理状況は良好である。 ○ 警備員13名を班編成(1班2名)し、閉店後1時間ごとに2個班が各階巡回している。 ○ 自衛消防隊を編成し3ヶ月に1回消防訓練を実施している。 ○ 店内において、火気を使用する場合は事前に保安課では握し、火気使用の万全を期している。		
管 理 状 況	④ 防 火 区 画 等	⑤ 消 防 用 設 備 等		
	水平区画は完全になされていた。	年2回消防署が実施する立入検査の指導事項を主眼に毎月1回設備の点検整備を行っている。		

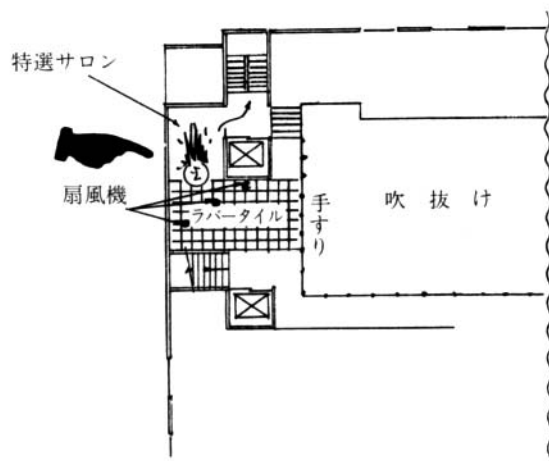
III 火災後の行動		
① 発 見 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発見者 (床張り作業員) ○ 発見の動機 (「ボウ」という異音とともに引火したのを発見) ○ 発見後の行動 (出火を知らせるとともに初期消火にあたる) 	
	<p>床張り作業中、作業員の一人がのりの乾燥を速めるため、機能不良で使用中止してあった扇風機を持出し、扇風機を回転させるため、変速レバーを動かし瞬間「ボウ」という異音とともに室内に充満した可燃性ガスに引火し、瞬間に周囲の可燃物に燃え広がった。これと同時に作業員の1人が保安課担当員に出火を知らせるとともに、他の作業員及び作業監視員は初期消火に当たった。</p>	
② 通 報 状 況	<p>通 報 した <input checked="" type="checkbox"/> (地下2階、保安課室から火災報知機) 発見後約(2)分 しない <input type="checkbox"/></p>	
	<p>消火器、屋内消火栓により、消火に当たったが鎮圧することが出来なかったため、地下2階の保安課室より火災報知機をもって消防局に通報した(1時05分)</p>	
③ 初 期 消 火 状 況	<p>消 火 した</p> <p>成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input checked="" type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消火時期 <input type="checkbox"/> ○ 消火困難性 <input checked="" type="checkbox"/> ○ 消火方法 <input type="checkbox"/> 	<p>(理由又は状況)</p> <p>出火と同時に作業員及び作業監視員は、付近の消火器と当直員が携行した消火器5個を使用し、協力して消火に当たったが効果がなかった。</p> <p>更に当直員が屋内消火栓よりホース2本を延長して消火に従事したが、階段室に延焼して燃え上る火勢を押えることができなかった(その後消防局へ通報)</p>
	<p>消 火 しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消火時期 <input type="checkbox"/> ○ 消火困難性 <input type="checkbox"/> ○ 消火方法 <input type="checkbox"/> ○ その他 <input type="checkbox"/> 	
④ 消 火 活 動 概 要	<p>(消防上の支障・困難性等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防隊が上層階に進入するため保安係にエレベーターの操作を求めたが、誰も操作方法を知らず、進入に相当な時間を要した。 ○ 防火扉は施錠されており、進入に当たって扉の開放を求めたが、合鍵を持って行った者の所在がわからず進入が遅れた。 ○ 梯子車により6階に進入し防ぎよに当たったがアーケード上部開放に相当の時間を要した。 ○ 6階商品置場の防ぎよに当り、商品の化繊生地類がくん焼し、刺激性濃煙が充満したため多数の隊員が軽度の一酸化炭素中毒眼球障害にかかるなど著しく困難であった。 	

		避難方法	避難上支障事項
⑤ 避難 難 状 況		○階段を利用 <input checked="" type="checkbox"/> (5 人) ○エレベーター、エスカレータ利用 <input type="checkbox"/> (人) ○避難器具を利用 <input type="checkbox"/> (人) ○窓、開口部から直接地上へ <input type="checkbox"/> (人) ○救助 <input type="checkbox"/> (人) ○その他() <input type="checkbox"/> (人)	○無窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>
		作業員は初期消火失敗後階段により避難し、警備員等は消防隊到着後、情報提供、案内等に当たった。	
⑥ 死 者 の 状 況	健康人 名	避難上支障となった事項	
	(泥酔者 名) 要保護者 名 [乳幼児 名] 高齢者 名 身体不自由者 名 病人 名	○無窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>	
	なし		
IV 問題点・教訓等			
1. 店内（特に階段室、防火戸付近）の整理、整頓及び警備員等に対する防火教育並びに店内工事作業の管理等につき、防火管理者の責任において徹底した指導をする必要がある。 2. 当該百貨店はスプリンクラー設備が設置されていたが、階段室、事務室、商品倉庫等は設置場所の対象から除外されていた。 3. 梯子車伸梯に際し、アーケード上部開放に相当の時間を要しており、アーケード設置について検討する必要がある。			





6 階



中 2 階